

電話での施設仮予約期間・受付時間変更について

1. 変更時期 令和8年9月より
2. 変更内容 下表を参照ください

◆メディアス体育館ちた 大会議室・多目的室1・2

項 目	現 行	変 更 後
仮予約受付期間	利用月の前月の開館日 2 日目から利用日の前日まで	利用申請開始月の7日の午前10時～利用日の前日まで
仮予約受付時間	各日午後1時～午後5時	各日午前10時～午後5時
その他注意事項	*****	仮予約日を含めて10日以内かつ利用日当日までに本申請(使用料の支払)が必要

◆知多運動公園庭球場

項 目	現 行	変 更 後
仮予約受付期間	利用月の前月の開館日 2 日目から利用日の前日まで	利用申請開始月の7日の午前10時～利用日の前日まで
仮予約受付時間	各日午後1時～午後5時	各日午前10時～午後5時
その他注意事項	*****	仮予約日を含めて10日以内かつ利用日当日までに本申請(使用料の支払)が必要

◆知多運動公園野球場

項 目	現 行	変 更 後
仮予約受付期間	利用月の前月の開館日 2 日目から利用日の 11 日前まで	利用申請開始月の7日の午前10時～利用日の 11 日前まで
仮予約受付時間	各日午後1時～午後5時	各日午前10時～午後5時
その他注意事項	*****	仮予約日を含めて10日以内かつ利用日11 日前までに本申請(使用料の支払)が必要 ※本申請されずに利用日の 10 日前まで残っている仮予約は、午前9時に取り消しとなります。

◆学校ナイター

項 目	現 行	変 更 後
仮予約受付期間	利用月の前月の開館日 2 日目から利用日の8日前まで	利用申請開始月の7日の午前10時～利用日の8 日前まで
仮予約受付時間	各日午後1時～午後5時	各日午前10時～午後5時
その他注意事項	*****	仮予約日を含めて10日以内かつ利用日8日前までに本申請が必要 ※ナイター照明使用の場合は照明料金の支払要

知多市民体育館・知多運動公園 指定管理者
知多スポーツマネジメント共同事業体